

長崎県立五島高等学校（全日制）いじめ防止基本方針

平成26年4月1日施行

（1）基本的な考え方

＜五島高校はいじめを絶対許しません＞

五島高校は、いじめを「悪」とみなし、いかなる理由があっても決して許しません。

いじめは、いじめられた側はもちろん、いじめた側の人生をも奪いかねない卑劣な行為です。この考え方を、全生徒・教職員が共有し、互いに尊重し合えるような学校づくりを目指します。

命の価値は、みんな同じです。五島高校では、この大切な命を使って、次世代の命を守る教育をしていきます。

（2）基本方針で目指す生徒像

自分自身を大切にする心と他者への思いやりの心とを持った、心身ともに健康で調和のとれた人間

（3）いじめ対策委員会の組織

＜いじめ対策委員会＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導部主任、教育相談部主任、保健主事、養護教諭、学年主任、該当生徒の担任、その他関係職員、外部委員（スクールカウンセラー、学校評議員、PTA会長・副会長）

連携

＜PTAとの連携＞

会長、副会長、健全育成委員長、各学年委員長等

＜関係機関との連携＞

教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局、福祉関係機関、警察官経験者等

（4）いじめ防止への具体的取り組み

＜教職員の取り組み＞

1. 教育活動の全場面で生徒の「心」を育てる意識を持つ
2. 研修などを実施し、教師の「心」「技」を磨く
3. 落ち着いた生活ができるように環境を整備する
4. 「報告・連絡・相談」など組織的な対応力をつける
5. 保護者との信頼関係を構築する（情報交換をおこなう）
6. 生徒へのアンケートや面談を実施する
7. 携帯電話マナーの指導を充実する

<生徒の取り組み>

1. いじめ防止の啓蒙活動を実施する
2. 人権教育を実施し他者を思いやる心を育くむ
3. 清掃活動・ボランティア活動を通して感性を豊かにする
4. 戦争や震災、乳幼児ふれあい体験を通して命の大切さを学ぶ
5. 一人で悩まず相談できる相手をつくる
6. いじめを発見した場合、教師や保護者に「報告・連絡・相談」をする
7. 携帯電話の使用マナーについての認識を深める

<保護者の取り組み>

1. 家庭での会話を密にして、子どもの様子を観察する
2. いじめに関する研修会に参加し、実態を知る
3. PTA 総会や学級 PTA へ参加し、いじめについての情報交換をおこなう
4. 担任や部活動顧問と連絡を取り合い、情報を共有する
5. いじめをさせない意思を示す
6. 子どもをいじめから守る、強い姿勢を持つ

(5) いじめの早期発見策

1. 十分な観察を行い異変を早期に察知する
2. 保護者との連携、家庭訪問などを実施し生徒の情報を交換する
3. 保健室や教育相談が保護者にも活用されるなどの体制づくりをする
4. 教師間の情報交換を行う
5. アンケートや面談を実施する
6. ネットパトロールを行う

(6) いじめに対する措置

1. 迅速に関係機関と連携する
2. 被害生徒、加害生徒に対応する
3. 周りの生徒に対応する
4. 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に対応する